

平成二十一年三月二十四日提出  
質問 第二四 五号

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に  
関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に

関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二〇五号）を踏まえ、再質問する。

- 一 在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了している一方で、「大使館」の旧建物と大使公邸については、現在も外務省とロシア連邦政府との間で協議が続けられ、更にその一部が現在車庫や倉庫、洗車場等として使われている。「大使館」の旧建物と大使公邸につき、現在も月額約八百三十六万円もの賃借料が支払われていることが、「前回答弁書」を含むこれまでの答弁書で明らかにされている。二〇〇六年三月十七日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六四第一三〇号）で明らかにされている様に、その床面積は約一万六千五百平方メートルと、「大使館」の新事務所は我が国の在外公館で二番目の広さを誇るものであるのに、そもそもなぜ「大使館」の旧建物を車庫や倉庫、洗車場等として月額八百三十六万円も支払いながら使用し続けなくてはならないのか、その理由を説明されたい。

- 二 前回質問主意書で、そもそも「大使館」の新建物への移転が済んだ今も、旧建物と大使公邸の取り扱い

を巡り、ロシア側と協議をしなくてはならなくなったのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年二月二十四日内閣衆質一七一第一二八号）一及び二についてでお答えしたとおり、大使館の旧事務所及び大使公邸の取扱いについては、現在も先方と鋭意協議中であり、旧事務所の一部建物及び大使公邸の取扱いなどもあり、協議は完了していないが、協議内容についてこれ以上明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。」との答弁がなされているが、ロシア側との協議が未だ終わっていないのは既に承知している。当方が問うているのは、そもそもなぜ協議を行うこととなったのかという点である。「前回答弁書」では、「お尋ねのような事例はない。」と、「大使館」を除く我が国の在外公館のうち、「大使館」同様、新建物への移転が済んでからも、何らかの用途で旧建物を現在も引き続き使用し、その賃借料を現在も支払っているものはないとの答弁がなされているが、なぜ「大使館」のみ、その旧建物と大使公邸の取扱いについて、所在国であるロシア側と協議をすることとなったのか。協議内容について問う気は一切ないところ、その理由のみについて再度質問する。

右質問する。